

制限付一般競争入札共通公告(建設工事)

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及び新発田市契約規則(平成 18 年規則第 35 号。以下「契約規則」という。)第 5 条(水道局発注の建設工事の場合は、新発田市水道事業会計規程(平成 26 年水道局管理規程第 1 号)第 103 条)の規定に基づき、建設工事の制限付一般競争入札について必要な事項を次のとおり公告する。

この共通公告は、入札に参加するための基本的な要件を表記したもので、この公告によらない個別の事由については、別に公告する個別公告に記載する。

なお、この共通公告は、令和 5 年 5 月 1 日以降に公告する制限付一般競争入札から適用する。

令和 5 年 5 月 1 日

新発田市長 二階堂 馨

1 入札に付する事項

入札は、新発田市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を利用して行う。

ただし、入札に参加しようとする者が新発田市電子入札運用基準第 4 条に該当すると認められ、紙入札方式参加承諾願を提出し承諾を得た場合は、紙による入札参加も認めるが、個別公告で指定された期限までに到達するように契約検査課へ持参又は郵送しなければならない。

2 入札参加資格要件

(1) 共通事項

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者

イ 個別公告に示す当該工事に対応する工事の種類について、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。)第 3 条の規定による建設業の許可を受けていること。

ウ 入札参加申請を行った日から入札執行日(開札日)までの間、新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成 19 年新発田市告示第 90 号)の規定に基づく指名停止を受けていない者

エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事

再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても手続開始の決定後、経営事項審査を受け、当市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、当市の資格審査を経て有資格業者と認定をされた者で、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)

オ 個別公告に示す当該工事の入札に参加する他の者との間に次の資本関係又は人的関係がないこと。

① 資本関係

- ・ 親会社と子会社の関係にある場合（親会社及び子会社の定義は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号の規定による。以下同じ。）
- ・ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

- ・ 代表権を有する者が同一の会社
- ・ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（常勤、非常勤を問わない。ただし、監査役は役員に含まない。）
- ・ 一方の会社の役員が会社更生又は民事再生手続中の会社の管財人を兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記①又は②と同視しうる関係にある場合

カ 直近に受けた建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の有効期限が経過していないこと。

キ 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者

- ① 暴力団（新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団。以下「暴力団」という。）又は暴力団員（新発田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員。以下「暴力団員」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者
- ② 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- ③ 暴力団員であると認められる者
- ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- ⑥ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。⑦において同じ。）

が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

⑦ 法人であって、その役員のうちに③から⑤までのいずれかに該当する者がある者
ク 令和 5・6 年度新発田市建設工事入札参加資格者名簿に個別公告に示す工種、ランクで登録のあること。

ケ 個別公告に示す工事と同工種の工事において、新発田市（新発田市水道局含む。）から 65 点未満の工事成績評定通知を 2 か年の間に 2 回受けた者は、その 2 回目の評定通知の日から 3 か月を経過していること。（2 か年の間に 2 回以上受けている場合はその最後の評定通知の日から 3 か月を経過していること。）

※個別公告日現在において 3 か月を経過していること。

コ 個別公告の入札参加要件に災害応援業務協定を締結と記載がある場合、個別公告日の前日までに新発田市と災害応援業務協定を締結している者であること。

サ 個別公告の入札参加資格要件において、特に記載があるものを除いては、個別公告日現在において有効なものであること。

(2) 地域要件

個別公告日現在において、個別公告の地域要件に示す建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項に規定する営業所を有すること。

(3) 配置技術者

ア 市から直接工事を請負った者で、そのうち総額 4,500 万円(建築一式工事にあつては総額 7,000 万円)以上を下請契約して工事を施工させる場合は、監理技術者を配置しなければならない。

イ 請負金額が建設工事で 4,000 万円(建築一式工事にあつては 8,000 万円)以上のときは、現場ごとに専任で技術者を置かなければならない。

(4) 特定建設業の許可

市から直接工事を請負った者で、そのうち総額 4,500 万円(建築一式工事にあつては総額 7,000 万円)以上を下請契約して工事を施工させる場合は、特定建設業の許可を有しなければならない。

(5) 入札参加資格のない者の入札

入札(開札)執行時点において、共通公告及び個別公告に記載の入札参加資格要件を失っている場合は、その者は入札に参加できない。

3 入札参加の手続

(1) 入札参加申請

競争参加資格確認申請書を電子入札システムを用いて、個別公告に記載する指定した期限までに提出すること。

(2) 入札参加資格審査

入札参加資格の審査については、開札後、落札候補者に対してのみ行う。

※ 参加資格確認通知書の送付について

競争参加資格確認申請書の提出者全員に対し、競争参加資格「有」と記載した参加資格確認通知書を送付する。これは、電子入札システムの都合上、参加資格確認通知書の送付を省略できないため、便宜上送付されるものです。

(3) 質問について

ア 質問の方法

質問のある場合は、個別公告に指定した期日までにメールで提出すること。

(契約検査課メールアドレス keiyaku アットマーク city.shibata.lg.jp

セキュリティの都合上、アドレスの表記を変えていますので、メールを送信する際は、「アットマーク」を「@」に置き換えてください。)

(「質問回答書」は、ホームページからダウンロードすること。)

イ 回答

質問に対する回答は、入札情報サービスに掲載する。また、契約検査課閲覧場所においても公表する。

※ 質問回答書は設計図書の一部であり、重要であるので掲載の有無について、必ず自ら確認すること。当市からは掲載の有無について連絡はしない。

4 入札書及び工事費内訳書の提出

(1) 入札書

電子入札システムを用いて、個別公告に記載する指定した期限までに提出すること。必ず工事費内訳書を添付すること。

(2) 工事費内訳書

入札書に添付する内訳書には、次に掲げる項目を記載すること。なお、次に掲げる項目の記載がない場合、又は記載内容に誤りがある場合、その入札は無効とする。

ア 工事番号、工事名及び工事場所

イ 入札参加者の商号又は名称、所在地並びに代表者（支店長等）の職名及び氏名

ウ 工事費内訳書の内容について説明できる者の所属、氏名及び電話番号

※ 入札書に工事費内訳書が添付されていない場合、その入札は無効とする。

※ 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札者の落札金額とするので、入札参加申請者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

5 無効の入札

- (1) 契約規則第16条に定めるもの。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

※ 初度の入札が無効とされた者は、再度入札に参加できない。

6 入札の中止又は延期

不正入札のおそれがあると認められるとき、天災地変その他の理由により入札を執行することが困難であると認めるとき又は入札参加者数が少数で競争性が確保されないと認められるときは、入札を延期又は中止することがある。

7 入札及び契約に関する事項

- (1) 予定価格
設定し、事後公表とする。
- (2) 最低制限価格
設定の有無について、個別公告に記載する。
この最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は、失格とする。
- (3) 低入札価格調査基準価格及び低入札価格調査自動失格判断基準
設定の有無について、個別公告に記載する。

開札の結果、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者の入札価格がこの低入札価格調査基準価格を下回るときは、落札者の決定を保留し、後日調査を行う。

なお、低入札価格調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者を落札者として決定した場合は、契約条件として次の条件を付すことがある。

- ①施工体制台帳の提出
- ②技術者の専任又は増員
- ③随時点検の実施
- ④下請業者への支払確認の実施
- ⑤契約保証金の増額
- ⑥前払金の減額
- ⑦誓約書の提出
- ⑧その他市長が必要と認めたもの

なお、低入札価格調査の対象となった者が低入札価格調査自動失格判断基準に該当するときは、その者を失格とする。

(4) 保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金

契約金額が 500 万円以上の場合は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納入すること。

ただし、契約規則第 39 条に規定されたものを契約保証金に代えることができる。

(5) 前金払等

前金払等は、国・県等の補助制度等や予算の都合上、支払に制約がある場合がある。その場合は個別公告に記載する。

なお、中間前払金と部分払とを合わせて請求はできないので、契約締結時にいずれかを選択のこと。

ア 前金払 契約金額が 130 万円を超える場合対象

イ 中間前払金 契約金額が 300 万円以上の場合対象

ウ 部分払 契約金額が 300 万円以上の場合対象

※ 上記ア、イ、ウとも、それぞれの支払条件等は新発田市建設工事請負契約約款の規定による。

(6) 再度入札

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者がいない場合（最低制限価格を設定した場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がない場合）は、再度入札を行う。ただし、低入札価格調査基準価格又は低入札価格調査自動失格判断基準を設定した場合にあっては、失格又は調査の結果が決するまでは保留する。再度入札を行うこととなった場合は、直ちに電子入札システムにより参加者へ再度入札の日時等を通知する（紙による入札参加の場合は、電話連絡する。）。

イ 再度入札は 1 回までとし、初度の入札で無効又は失格となった者及び郵送による入札を行った者は、再度入札に参加できない。

(7) 落札候補者

ア 開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、当該落札候補者の入札参加資格要件を審査した結果、失格となった場合は、予定価格の範囲内で次に最低の価格をもって入札した者を新たな落札候補者とする（順次適用）。

イ 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上ある場合は、電子入札システムの電子くじにより落札候補者を決定する。

(8) 入札参加資格審査書類の提出について

落札候補者は、落札候補者となった旨の通知のあった日の翌日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）による休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）の午後 5 時までに個別公告で指定した書類を契約検査課へ提出すること。

上記の提出期限までに提出のない場合は、失格とする。

(9) 落札者の決定

落札候補者の審査の結果、入札参加資格を有する場合は、落札者として決定し、入札参加資格審査結果通知書により通知する。

落札候補者が入札参加資格を有していない場合、落札候補者が落札者の決定までに指名停止を受けた場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当である場合は、予定価格の範囲内で次に最低の価格をもって入札した者を新たな落札候補者として審査し、落札者が決定するまで順次適用する。

なお、落札候補者が入札参加資格を有していないと認めたとき、又は契約を締結することが不相当であると認めたときは、当該落札候補者に対し、入札参加資格審査結果通知書により理由を付して、その旨を通知する。

(10) 最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合

低入札価格調査基準価格を設定している入札において、最低の価格をもって入札をした者が低入札価格調査の対象となった場合は、その調査の結果によっては、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者を落札者とすることがある。

(11) 落札の取消し

次のいずれかに該当するときは、落札を取り消す。

ア 契約の締結を辞退したとき又は指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ 契約締結までの間に指名停止を受けたとき。

エ その他入札参加要件に欠けていたとき。

(12) 落札者決定から契約締結までの取扱い

ア 議会の議決を要する契約締結の時期

新発田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年新発田市条例第 19 号）第 2 条の規定に該当する契約については、仮契約を締結し、その後の市議会の議決を得た日以降に本契約を締結する。

なお、議会の議決を要する場合は、個別公告に記載する。

イ 指名停止を受けた場合の契約の取扱い

市議会の議決に付する契約で仮契約を締結した案件については、市議会の議決日までの間に指名停止を受けた場合は、当該本契約を締結しない。